

第十回 衆議院會議錄 第二號

(六七〇)

昭和二十六年五月十八日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

理事河原伊三郎君 理事野村專太郎君

理事龍野喜一郎君 理事藤田義光君

石原	登君	大泉	寛三君
----	----	----	-----

川本 才治君 床次 徳二君
山手 滿男君 八景日 鶴公君

山手 瀧身君
久保田 鶴松君
榎本 作次郎君
大田 田ノエ君

要作三良君
方不三三君

出席政府委員

国家地方警察本部次長 溝淵 増巳君

國家地方警

加藤 陽三君

総務部長

出席公述人

大阪市醫務總監 鈴木 榮二君

升護士 古井 嘉實君

日本労働組合総評議会常任幹事 塩谷 信雄君

東京都議會議員 梅津 四郎君

前崎玉鼎公
坂谷幸太郎

安委員長

公安文化協會理事 坂口 三郎君

日本公安警察

本日の公聴会で意見を聞いた事件
警察法の一部を改正する法律案につ
いて

○前尾委員長　これより地方行政委員会公聴会を開きます。

さて、本委員会におきましては、警察法の一部を改正する法律案が付託されて以来、本日まで慎重に審査をしてつたのであります。特に本日公断会を開きまして、警察法の一部改正と存じますが、議事進行については委員長におまかせを願います。

なおこの際申し上げますが、宮澤俊義君が御都合により出席し得ない旨の申入れがありました。

ひ慎重に御審議を願いたいと存ずるわけであります。

まず警察が国家事務であるか、自治体の事務であるかということにつきまして、いろいろ行政法上議論があるよ

もおらなかつたくらいに飛躍的な考え方であつたのであります。従つて一般国民多数の方々のうちには、今なお町村が警察を持つことは固有の業務であるということを考えておらない人が相

それではまず大阪市警視總監の鈴木榮二君からお願いたしました。

○鈴木公邁人 本日この衆議院の地方行政委員會におきまして、公聴会を開催されました機会に、私に参考人として発言の機会を與えられましたことを非常に光榮と存じます。先ほど委員長からお話がありましたように、本日は忌憚なく私の所見を申し上げさせていただきますくつもりであります。

うであります。われ／＼つたない学識の者でありますけれども、新憲法その他その後における諸法令の理念、またわれ／＼現に運用しておりますところの警察法の基本的な立法精神から見まして、警察は町村固有の業務であるということは、明らかな事実であると思ふのであります。市町村がその住民の生命財産を保護する、また治安を維持するために警察を持つということ

当おるのじやないか。結局警察は中央政府から與えられたものであつて、これをいつでも返上できるということを考えておる。一般の新聞雜誌等におきまして、自治体警察を返上するということをよく言つておりますけれども、自分のものを、返上するのでなしに、どこかに預けるとか、委託する、信託するといふのであれば、はつきりわかりますけれども、自分のもの

と、本委員会の審査を一層權威あらしめるとともに、その審査にも遺憾なきを期するためにほかならないのであります。本委員会におきましては、本日述人各位の貴重な御意見を承ることでできますことは、われ／＼の審査に多大の参考となることを確信いたすものであります。この際私はここに委員を代表しまして、御多忙のところ、大雨中にもかかわらず、わざわざ御出席くださいました公述人各位心から御礼を申し上げますとともに、

まず現在国会に提案されておりますところの警察法の一部を改正する法律案は、この一月以来政府のごあつせんによりまして、国家地方警察と自治体警察の代表の者が数回集まりまして、熱心に慎重に協議した案でありまして、これが妥結に至つておる案でございます。しかし懸案としてまして、一つ当時から残つてゐるものがあります。それは五千以下の町村、すなわち国家地方警察の管轄地域にある町村が、自治体警察を持つておる町村と組合を結成して、自治本警察をもちたいといふ

は、他の教育、衛生、民生等の仕事と同じように、これは町村固有の業務であることは、地方自治法第二條第三項第一号によつて、はつきりと規定されておるのでありまして、すなわち地方公共団体の市町村は公共の秩序を維持する、またそのために必要な條例さえつくり得るようには、はつきり規定されておるわけであります。これは個人の価値と尊厳に対する深い尊敬を根本とする民主主義の理念、言いかえますと、基本的人権の思想にその源を発し、と解釋しておる次第であり、まづ尊厳の重寶の一端と思ひ合はれます、

を放棄することをもつてこれを返上することを当然のように考えておるのが、この現われではないかと思うのであります。この自治体警察とそれは、市町村が市町村であるということだけで、当然にこれを維持すべき基本権であり、市町村警察こそ警察本来の正しいあり方であらうということを、われわれは深く認識しなければならぬのではないかと思うのであります。これは一九四七年九月十六日に日本政府あてに発せられましたマツカザール元帥の

第一類第三号附屬の五 地方行政委員会公聴會議録第二号 昭和二十六年五月十八日

僕として、又、人民に直接責任を負うという関係において、初めて無限の力を發揮し得るということである。かくすることによつて、また、そうすることによつてのみ、人民自身の法律執行機関としての警察に対し、信頼と生みの親としてのほろりを感じしめる。かように言つておられます。この点はわれわれ心から同感し、また非常に教へられたわけでありませう。従つて警察制度に關する諸問題を取上げるにあたりましては、まずこの大前提の上に立つてなされなければならぬと思ふのでありまして、警察制度に關するこれまでの多くの論議の誤りは、この前提を見誤つてか、あるいは故意に焦点をぼかして、広汎な町村行政の中から特に警察だけを切り離して論議された点にあるのであります。すなわち警察制度の問題は、それ自身を孤立化して、切り離して考えらるべき問題ではないのであります。教育、衛生、民生など他の行政部門の一環として取上げ、町村自治行政の全般的な立場から総合的に検討して、初めて妥當な理解が得られるのではないかと思ふのであります。この点ひとつ、従来の、警察は國家のものであるというような理念が、新憲法によつて地方分権、地方自治の精神によつて完全に百八十度かわつておるといふことを、われわれはまず理解しなければならぬと思ふのであります。そこでこの問題を進めるにあたりまして、國家地方警察という組織と、自治体警察という組織において、どういふ性格上の相違があるかというところを、簡単に考へてみたいと思ふのであります。この自治体警察は都市的形態を持つ五千以上の市町村が、現行法

で現在警察を持つておる。すなわち固有の業務として警察を持つておるわけでありませう。その残りの五千以下の、あるいは五千をちよつと越しておるにしても、市街の形態をなしておらない農山漁村の部落地帯を統轄して、これを國家地方警察は管理しておる。すなわち都市的分野を除いた農山漁村の地域を全国的に、しかもそれが各府県単位において組織されておるものが、國家地方警察の現状であります。従つて國家という名前がかへつて誤解を起しやういふのでありまして、全国的な警察と見た方がよいのであります。全國三萬の組織を持つておりますので、全国的な農山漁村の警察というものが正し國家地方警察の實體を表わす呼び方ではないかと思ふのでありまして、國家という言葉を使うことによつて、旧憲法時代の中央集權的な國家という觀念と錯覺を起して、國家地方警察が國家的警察である。自治体警察がすなわち地方的な市町村の警察である。國家公務員に対する地方公務員であるといふような、そこに何ら階級的な段階がないにかかわらず、その國家という言葉に眩惑されまして、何となしにそこに中央的なにおいがあるといふふうな誤解されやういふのであります。ただマツカーサー書簡のうちにあります。國家地方警察が非常事態宣言下におきまして、全國警察を統制する骨格的な役割をする。決して自分自身が全部をやるものではありませんが、骨格的な役割をするという使命を持つております。當時は警察予備隊のない時代でありませうから、便宜上そういうふうな作用を、全國的な組織を持つておる國家地方警察に附加したのではないかと思ふのであり

ます。現在の、警察予備隊が全国各地に配置されました現状におきましては、非常事態の宣言の方法も、また運用の仕方とも相當再検討するべき時期ではないかと思ふのでありまして、この点はマツカーサー書簡は、ある程度内容的に修正される時期になつておるのじやないかと私は考へております。それで國家地方警察が警察共通の事務を委託され管理しておりますが、これは警察執行事務じやなしに、だれでもやれる共通事務であります。これは自治体警察といわず、國家地方警察といわず、ともに共同管理すべき性格の仕事であつて、たま／＼國家地方警察の方に便宜上預けておるのにすぎないのであります。國家地方警察でないければやれないという性格の仕事では全然ないのであります。しかも國家地方警察の性格は、府県の以下における運営管理ができるだけでありまして、府県以上の管区本部あるいは國家地方警察の東京本部といふのは行政管理だけしか持つておらない。これらの運営管理まで乗り出すのは、法律の立法精神にまさか反しておるのではないかと。非常事態の折だけは國家地方警察という性格じやなしに、それこそ非常事態國家警察としての役割を、自治体警察も國家地方警察も一元的にやるのであります。それから、その際は性格が完全に變革しまして、平時における國家地方警察の権限運用と全然違つた性質を持ちます。管区本部あるいは中央本部といふものが、何らかの指揮統制の活動をし、またそれと、ほとんどそういう非常事態宣言のない一般の平時におきましては、管区本部以上は何らその運営管理権はないのであります。單に人事、

予算の配分のような行政管理権だけしかないといふことを、はつきりわれわれは理解しなければならぬ。あの國家地方警察が全國的な指揮命令を、東京から運営管理面において出しておるとすれば、それは非常に行き過ぎでありませう。運用面において便宜上ある程度のことをやつておることはわかりませうけれども、それが本格的な國家地方警察を性格づけるまでに、これを實體的なものとするのは、非常な錯覺ではないかと思ふのであります。私は國家地方警察を別に彈劾してゐるのでも何でもないのではありません。その本質を明らかにしておくことが、今後の自治體警察と國家地方警察の協調連絡の上に必要として、一般國民が錯覺しない重大な前提でないかと思ふので申し出るのであります。また國家地方警察の性格はこんなものであるといふことを、私は申し上げておるのでありますから、またいろいろ有識の方々からこれに対する御批判があると思ひますが、私はさうに考へまして、この警察法を讀んでおるわけでありませう。

そこで各論に入りまして、市を除きまして五千以上の町村の警察を住民投票によつてこれを廢止したり、あるいはそのたの改正案の四十條第三項に掲げられております。この五千以上の町村の住民が、住民投票によつて自分の警察を、國家地方警察に委託し得るというところは、これはやはり自由な意思によつて、自分の固有の業務を他の受入れの態勢のある組織に信託するといふのでありますから、これは合理的な考へ方でありませう。また同時にこの住民自身が持つておる警察をどう処分する、どういふ運用をするといふことも、その住民多数の意思によつてきまると、これは當然の原則から申しまして、これは當然のことでありまして、これに對して反對する余地はないのであります。われわれも、新警察法が施行されましてまだわずか三年でありませうから、氣持の上から申しましたならば、こういう投げ出す道を開くことは時期が尚早であり、もう少し市町村住民が十分にこの警察というものは自分のものだといふことを頭の芯まで理解してから、こういう道を開いた方がよいのではないかと、さうな考へから、必ずしも積極的に賛成したわけではありませうけれども、理念的にはこれに反對することはできないといふので、この法案に妥協したわけでありませう。ただわれわれはこれに對しまして、同時に、こういう道を開きまして、この際一般住民の民主的な訓練によつて警察を再認識してもらふ。ただ單に中央から警察法によつて與えられたのではなく、當然自分のものが返されたのである。従つて、それをまた棄に放棄するといふことは、自治體の本質を理解しないことになる。ただその理由が財政の貧窮といふことであれば、この理由の根本もまた観点を考へなければならぬ。と申しますのは、中小自治體におきまして警察を放棄しようといふ輿論の起つておるところは、財政の貧窮がほとんど唯一最大の原因であると思ふのであります。これ以外の理由で投げ出すやうな考へるところは、私はまだ眞摯にして聞いたことがないのであります。そこでこの財政問題を解決しないで、投げ出す道を法律でつく

りましたならば、現在の地方財政平衡交付金のような運用が不手ぎわなままでもやりましたならば、おそらく投出するものも若干出て来るんじゃないか。こういうことは、地方自治を振興する憲法の精神にも、また政府の方針にも志が違つて来るのではないか。投出させるということも意図する考えでやれば、これはまた別でありますけれども、自由な意思によつて——財政上の理由というような経済上の理由でなしに、警察自身の問題で、投出す方が賢明であるということ、市町村の住民が理解した上でこれを投出すのであれば、これは何をか言わんやであります。そういうことはあり得ない。結局私らの知つてゐる範囲におきましては、地方財政平衡交付金が十分その警察予算の裏づけをせないうために、これではやれないというので投出すというものが、一般の原因になつてゐるわけでありまして。そこでこの法案を審議せられるにあたりまして、ぜひ考へていただかなければならぬことは、われわれはいささよく、この人民投票によつて投出す道を開くことに、時期は尙早だと思ふけれども、民主主義の原理原則からやむを得ず妥協した。同時に、財政上の理由で投出すような状態をこの機会に解消していただかなければ、われわれは納得できない。すなわち地方平衡交付金を、特に警察に對する適正単価に増額せなければならぬ。二十五年度の決定を見ますと、仮決定におきましては十八万二千円でありまして、これでも十分でないと思つておつたのが、本決定におきまして十六万三千円、約二万円ほど切下げられております。金がふえなければならぬ

のに、どういふわけでそんなに逆に減つたかと申しますと、地方財政平衡交付金のおくが縮まつてゐる、これをふやすことができなかったというので、やむを得ずこれを比例的に圧縮された。ない袖は振れないというやうな圧迫を加へるやうな決定がなされてゐる。これは実情に反すること、はなはだしいものであるということを私は感じまして、邪推すれば中小自治体警察を投出すさせるための推進力に、そういう方法をとつたのではないかと、いふにさへ思われる。しかしまさか賢明な政府の諸公、その他の方はそういうことを考へられたのではないに、結果的にそういう悲しむべき現象が起つてゐるということを御理解願ひたいのであります。現に二十五年度に中小自治体の警察官の費用が、どれほどいつたかということ、抜きとりで調査いたしますと、警察官一人平均二十万を越してゐる。二十万は、事実いつてゐるのに、十六万三千円でありまして、約四万円近くの赤字を町村が出してゐる。これを補う方法がさしあたりない。困窮の上にさらにこういう警察を引受けたために、警察官一人平均四万円の赤字を出すということはたえがたいというので、市町村長、特に中小町村長は悲鳴を上げて、これを国家地方警察に返上する。すなわちこれを国家地方警察の方に吸收してもらふやうなことをいつてゐる人が、若干あつたわけでありまして。この問題をじっくり考へてみますと、警察自体の理由ではなしに、平衡交付金の理由によつて、こういう現象が起ることは、政治の上から申しまして本

筋ではない。ぜひこの問題は十分御考慮を願ひたいと思ふのでありまして、この平衡交付金が基準単価によつて、合理的に改正されたならば、おそらく町村の警察は投出すものはないといつてもいいくらいであります。見当違いなものは少々あるかも知れませんが、これはほとんど私はないと断言してもいいくらいであります。この点は、この法案を御審議いただく場合におきまして、財政問題から中小自治体が投出すやうにしてゐる、しかもその原因は、平衡交付金の基準単価の適正でないために起つてゐるのであるから、自由な意思によつて人民投票を施行する前に、ぜひこれはやるべき問題じゃないか。おそらくこの問題を解決すれば、町村議会は、投出すための人民投票に問う決議をしないだらうとさへ思ふのであります。次に改正法四十六條であります、自治体警察の定員を人口増加に比例して自由に増員できる道が開かれることは、われわれ前から非常に望んでおつた点であります。自治体といつたものは、終戦以来急激に人口が都市に集中しまして、また新しく発展した地域におきましては、ますます人口の増加を見えてゐるのであります。人口がふえ、しかも経済活動が盛んになりまして、その地域における犯罪がふえることは当然でありまして、そういう地域の犯罪率は激増してゐる。これを防遏するのには、従来の三年前の定員によつて足をしばつておつたのではやりにくい、ぜひ増員してくれということとは熱烈な要望であつたのでありますけれども、幸いにこれが改正案に出まして、今後は市町村は自由に自分の警

察官定員をきめ得ることになりまして、われわれは心から感謝するわけでありまして。同時に、この問題につきましても、財政問題が裏づけになつて参るのでありまして、財源がなくてただ増員の改正をしましたところで、警察官を養つてゐない。従つてどの程度まで平衡交付金の裏づけができるかということ合理的にきめていただかなければならぬ。われわれの希望といたしましては、三年前にきまりました全国的な市町村の警察官の定員の基準の政令がありますが、この政令の基準によりまして、人口増加の率を加へたものを最高限度として、そのわく内において増員するのであれば、それだけ地方財政平衡交付金の対象にしてやろうというふうに考へていただきたならば、この問題はきわめて合理的に適正に解決すると思ふのであります。国家地方警察の五千の増員は、国の予算によつて、新聞の報道によりまして十六億円の多額の経費がすでに用意されてゐる。またこの国会へ出なくても、臨時国会にそれだけの予算が提出される見込みがある。それと同じ価値において、自治体警察の合理的な増員の費用は、地方平衡交付金によつて裏づけられるやうに、公平に御配慮を願ひたいと思ふのであります。

最後に、懸案になつておりますところの組合警察によつて、国家地方警察の地域町村が、自治体警察になることを認める法案の追加改正をお願いする点であります。この点は先ほど申しましたやうに、警察を持つということとは市町村固有の業務である。それが五千の線、ちよつと三十八度線のやうに線を引まして、それ以下が国家地方警察の領域であるというやうな政策的な線を引いておられますけれども、これは決して合理的な線じゃない。ただ国家地方警察三万の基地として、それを一応考へてゐる当時の事情であらうと思ひますけれども、本質的に申しましたならば、国家地方警察も府県における公安委員会の管理下にある一つの自治体警察であります。従つて国家地方警察の領域が、市町村住民の希望によつて、自治体警察を組合によつて結成することを認めることは決して無理ではない。そのかわりに現在ある自治体警察が国家地方警察にその権限を委託するということも認めてゐるわけでありまして、同様に国家地方警察の管内にある町村におきましても、立地関係から申しまして、自治体警察と結びつくことによつて、いい警察がそこにできるならば、これは認めることにして反對する理由はないと思ふのであります。理論的にいへば、国家地方警察がそのベースを失つて、基地がなくなるではないかというやうな極端な議論をする人もありますけれども、こんなことは常識的にあり得ない。同様に町村警察が全部投出してしまつて、日本の町村警察が全部なくなるといふこともあり得ない。従つて国家地方警察は、その基地は必ず温存される。理想として、これがなくなつても、これは自治体警察の発展のために、これはいいことであつて、そうならば、国家地方警察は発展の解消をして、また別の構想によつて自分の業務を果すことができるのでありますから、何も国家地方警察自体がなければ、警察が日本になくなるんだというやうな問題じゃない。これは大所高所から見ま

して、国家地方警察の管轄における町村の組合を認めることは、民主主義の理念から申しまして、また実際運用の面から申しまして、これを認めていただくことが合理的な改正でないかと思うのでありまして、ぜひ皆さんの御協力をお願いする次第であります。

大体おまな点を申し上げましたが、もう一つこの改正の二十條の二のところで、知事が、非常重大な事件が起つた場合におきまして、緊急やむを得ない場合、府県の公安委員会に国家地方警察の部隊の出動を要請できる、これは法律の盲点を補うために、やむを得ずという規定が入つたのであります。と申しますのは、公安委員会が暴徒に押されて、その応援を要請することができないような物理的な事情にある場合、あるいは社会通念上当然要請して来べきものが来ない場合において、治安上ほうつておけば拡大する、たとえ米騒動のような事件が一部落に起つておるからといって、ほうつておけばその地方に急速に拡大する、う場合におきましては、相手の要請があろうがなかろうが、こちらから出動してやる。その自治体警察が当然自分でやるべきこと、あるいは協力を要請すべきことをしない場合において、民主的な判断によつて知事が協力を一方的に進んでやる。従つてこれは極端な例外でありまして、こういうことは平常運用を期待されることは、ほとんどないといふことも、当時妥結の際話合つたわけでありまして、これによつて国家地方警察が、自治体警察の優位に立つという理由にはならないのであります。

以上大体法案に対する私の希望と意見を申し上げたのでありまして、この法案が将来におきましても、日本の治安を維持するために、能率のない立法の基礎になりましますように、ぜひ御協力をお願いする次第であります。

○前尾委員長 次に古井喜実君にお願いいたします。

○古井公通人 本日私の愚見を聞いていただく機会を與えていただきまして、光榮しごくに存じます。私はただいま弁護士であります。過去内務省に多年勤めておりました。その間に往時の警保局長をいたした経験も持つております。つきまして当時の古い警察につきましては、多少の知識を持つておるかと考えております。当時の警察がよかつたか悪かつたか、いい点もやまやま、悪い点も十分心得ておると思つております。そこで今日は一市民として、外部から警察をながめておるだけでありましますために、精細な資料も持合せておりませんし、具体的なこまかい問題については、意見を聞いていただか資格はないと思ひますので、大づかみに意見を申し上げますので、大づかみで結構でございます。

終戦後の警察については、大きく見てよくなつた点、悪くなつた点、公平に考へて両方あると思ひます。よくなつた点は、とにかくお互い一般国民みなに親しみやすい警察になつたという点であります。これは往時の警察と同点であります。これは往時の警察と同点であると思つておられます。悪くなつた点と申しますれば、今日の警察はほとんど機能を失つておると私は考へております。警察官はおるけれども警察はない、と極言するのは言い過ぎかも知れませんが、大仰に申せば、私はそういう感じを持つております。これは日に起つて来る事実でもつてお互いが判断すべき問題であると思ひ考へております。最近における選挙の取締りのとき、選挙違反をやりますなどいふことは愚劣きわまることでありましますけれども、ともかくこれにたよつて国会でも法制をおつくりになつた。しかし最近の選挙において警察は何を取締つたか。そのために龐大な選挙費となり、今日直接買収まで行われ、困り切つておるではありませんか。そこでこれは例が悪いのでありますけれども、よく私は、極端に言つてかかると警察にたよつて枕を高くして寝ることができるか、またかかる機構のために龐大な経費をお互いが負担することを甘んずることができると、言い過ぎますけれどもそのくらいに思つております。これは一体どこに原因があるかという点に至りますと、私は人員の不足では断じてないと思ひます。今日の警察の人員は、全体として少いと思ひません。法律の定めるところによれば、国家警察三万、自治体警察九万五千であります。十二万五千という定員があるやうであります。私どもの経験した戦時中時代で、日本全体の全警察力は七万でありました。驚くべき今日の警察の員数であると思ひます。この大勢の員数、いかに員数を並べても、働かない、機能のない員数を並べて何になりましますか。そういうことのためにわれわれはこの重い税金を負担し、憂國としておるものができましますか。国家警察をふやせ、それならば今度は自治体警察もふやせ、財源を平衡交付金に持つて来い、いずれもわれわれの税金であります。そこで私は人員の不足

ではないという意見を持つのであります。原因は機構、制度にあると思つております。なにかんなく機構の分裂といふことは大きな原因をなしておると思つております。警察力はたゞいまの状況では一元的にとりて運営はできません。またあまり働かない警察をばつと置いておつて、税金を出しておるだけでありまして、それで私はこの警察を何がしかの形において一元化の方に向を進めたいといふことは、率直に考へて大事なことだと思つておられます。ことに過去をもつてただ論じておるわけには行かない。今後講和後において、われわれの国が当面する事態を考へて論ずることは、今日決して早い時期でないと思ひます。また他から教へ込まれたことを、ばかの一つ覚えのように思い込んで、少しも獨創力を働かせないで将来に臨もうといふのは、まことに愚劣きわまると思ひます。お互いの國の将来の状況を率直に考へ、そうして一番いいことをお互いの頭で考え出すといふくらゐのことがなければ、今後はいくら困難だと思ひます。そこで今後の問題として、かつまた今回の改正案を——実はただいまここに來まして拜見したことでありますから、精細に検討するいとまがありませんが、通覽してこれは警察の機能が、一元化の方向に考慮を払つておる案であるといふ点は、私は大いに賛成いたします。但しその間に、それは何を本位にして一元化するかといふ点について、この法案は国家警察本位で一元化という方向に向つておるやに拜見いたします。私はこの点には一つの問題があると、私見を持つておるのであります。親しみやすい警察という本質を失はしめな

い、ここに考慮を置くならば、国家警察本位において一元化の方向に向うべきかどうか問題があると思ひます。かような抽象論を申し上げたのでは何を言つておるか御理解いただけないと思ひます。私は若干の具体的な構想もあります。但しこれはここで申し上げる限りのことであります。一元化の方向に向うとして、第二段に国家警察本位で一元化の方向に向うべきか、あるいはさらに自治体警察、今日の通りという意味ではありません。ここにおいて一元化の方向に向うべきかといふ点について、この法案は私の意に満たぬものがあるといふことを、率直に私見として申し上げます。

他の公通人の方もおいでのことでありまして、私は一応かかる漠然たる意見だけを申し上げて、なお後刻さらに御質問でもいただきますならば、いくらかでも時間の許す限り御参考に御意見を申し上げます。

○前尾委員長 次は塩谷信雄君。

○塩谷公通人 私は日本労働組合総評議会の塩谷信雄でございます。本日は働く勤労者の声を皆さまに聞いていただく機会を得ましたことをたいへん光榮に存じております。各公通人の方々、それ、御意見を御吐露ください。申上げたいと存じます。

今回の改正案を拜見いたしますと、ただいまの古井公通人のお言葉もありましたように、全体といたしましては国家地方警察を数においても権限においても増強しようという御意図が非常に強うに考へられます。その半面におきましては、自治体警察は相当弱体化される可能性があるのではない

か、こういうふうに考えられるのでありまして、この点は私は警察法の改正、修正というものは、少くとも民主化を推進する基準に沿って行われておるかどうかという観点に立つて考えるべきものであつて、少くともこれに逆行するような方向は、私もといたしましては断じて許容はできないのであります。先般齊藤警察長官が院内で御発言になつたという情報を、私は若しお聞きしたしておるのでありますが、これがもし事実といたしますならば、私はいささか異見を持つておるのであります。それは特に今回の改正の主要な理由といたしまして、国際情勢の激変に伴う国内の治安維持の問題、この問題が特に重要であるという点を強調せられております。さらに地方ボスが、地方自治体の警察というのの關係において好ましくない結果を招来いたしておるので、これをぜひ払拭する必要がある。もう一つは、先ほども大阪市の警視總監からる御説明のありましたように、市町村の、特に弱小の市町村におきましては、予算の点において非常な困難に逢着しておる。こういう三つの点を特にあげられておると思うのでありますが、国内治安の問題につきましては、警察力の必要であることは申し上げるまでもないところであります。先ほどもお話がありましたが、先ほどもお話を致したように、必ずしも数を増大にしたり、あるいは国家地方警察のみを増強することが、はたして国内治安のために最も有力なとるべき方法であるかどうか、これはかなり疑わしいと思うのであります。私はいささか本論とは離れますけれども、今日政府のとりつておられる諸政策が、国内不安を醸

成するような方向にあるのではないかという点を、非常に懸念するものであります。私もそれはそういう根源的な問題に十分な施策を講ずることが、民主国家において特に必要なことではないかという治安の問題の先決条件であらうかと思つておられます。警察長官のお言葉の中には、地方の警察、農村等において非常に警察力が不足しておるが、反面この方面には共産党の活躍、浸透が非常に多いという状況であるという説明がございます。農村、農村等において、これらの影響を非常に受けやすい状況に、今日追い込んでおられるのは、なだであらうかということ、私は指摘したいのであります。国民生活の安固なものには、このような警察力のみを増強する方法をとらなくても、十分に救済し得る道があると思つて、特に今日はこのような思想的な行動をなすものに対して、権力をもちつて抑圧しようという傾向が、非常に強化されておると思つておられます。私はこの点についても十分反省をしなければならぬのではないか。この種のものに対しては、思想には思想をもつて対抗する基本的な考え方が、さらに浸透しなければならぬのではないかという

ことを考えるのであります。われわれ日本総評議会に結集する民主的な労働者は、今日まで民主化のために闘つて来たのであります。これらの労働組合に対して、先般五月三日において示されたような、あつた不当な権力の濫用によつて、この種の勢力を根本的に否認し去るのではないかというような方向に迫りやつて行かれる政策は、私ははたはだ不賢明であると思つておられます。このような措置は

早急に改める必要がある。そうした一連の方向によつてのみ、治安の問題はきわめて民主的に解決される方向を見出すと私は信ずるのであります。地方ボスの問題であります。これは私は特に地方ボスこそ、今日民主国家にあつて、警察が民衆と相協力いたしまして絶滅しなければならぬ最大の任務であらうかと思つておられます。地方ボス云々をもつて自治体警察をなくし、国家警察に持つて行こうという論法は、はたはだ矛盾をいたしておると思つておられます。これはよろしく地方ボスをまずなくするというのと、先決の手を打つて行くべきであらうと思つて。このような論法をもつてせられることは、特に国家警察を増強する理由とせんがため手であると思つておられる。このように判断せられるのは、はたはだ遺憾であると思つておられます。予算の点につきましては、先ほども申した通り、大阪市の警視總監のお話のように、あるいはこれは大阪警視總監でなかつたかもしませんが、私は基本的に自治体警察である限り、自治体がめんどろを見るべきであるという考え方をとるべきであります。今日の變動的な状況のもとにあつては、遺憾ながら国家がこれを補助するという方向をとつて行かなければならぬ。今日のような平衡交付金の情勢ではなくして、積極的これをめんどろを見る手を打つて行かなければならぬ。こういうふうにか考へるのであります。特に人事の交流の問題であります。この点についてははたはだ遺憾な点が多々あるようでありまして、私も率直に警察吏の諸君や、警察官の諸君から非常な不満

を開くのであります。お互いに働く立場にある人間といたしまして、前途に光明を見失ふような現在の措置は、十分に考えなければならぬ。給與、待遇等の問題とともに、これは十分われわれは手を打つて行く必要があるかと思つておられます。いろ／＼法制上の制約はあつたかと存じます。が、国警と自警との人事の交流については、まだ何らかの方法は案出できると思つておられます。これが真に完璧な交流が行われるということになるならば、今日のいろ／＼の弊害が相当に除去される可能性が私はあると思つておられます。総括的に申し上げましたように、特に市町村のうち、町村の弱小なものについて、当該議会の議決によつて、警察を国家の信託に付するといふようなこの種の行き方は、今日の段階においてこの規定をとる場合には、相当数の市町村は主として財政的の理由をもつて信託に付してしまふ。一口に言うならば返上する傾向が強いのではないか。しかも自治体はその意思によつて警察の数を自由に決定することができるといふ、この規定自体は、いかにも民主的な表現をとり、装いを持つておられますけれども、その本質において、はたはた時代逆行的な官僚的、独裁的な、国家警察本位の方向を強めておる規定ではないかと思つておられます。現状においてはむしろ保護育成すべき段階でありまして、予算の面におきまして、人事交流の面におきまして、あるいは国警自警等の協力関係、援助の面におきまして、管轄権外の極限行使の問題でありまして、十分に調整する余地があるにかかわらず、この方向を、表面的に出た請願で

あるとか、あるいは陳情等の声を声として、もちろんその他の専門的な御調査によつてやられてはおると思つておられます。このような方向でのみ措置せられるということは適當でないのではないかと、こういうふうに考へるのであります。先ほど第二十条の二に「都道府県知事は、治安維持上重大な事案につきやむを得ない事由があるとき認めるときは」という表現で、相当巨大な権限を與えておられるようでありまして、しかもこの規定の発動は、おそらくであらうという御説明もあつたやうであります。私は先般東京の都府県例がつくられた当時の雰囲気は今思い起すのであります。あの当時都府県例を通達させるときは、霧間氣といふものは、これくらゐのもので、一口にいへば何でもないのであるから、ぜひ通してしまふ、こういうことと通したはずであります。それが今日どのような作用を演じておるかといふことを、私は国民として十分に考へる必要があると思つておられます。権力を持つものはその法規の構成、組立て方いかによつていかによつてもこれを拡大して使用し得る可能性が強いのであつて、この点については私も十分なる監視を続けなければならぬ、このように思つておられます。都道府県知事、公安委員会が包圍の態勢下にあつて、都道府県知事に権限を與えるといふことは、一応もつともこのように聞かれています。ありますが、これがひとたび濫用せられましたあかつきにおいては、私は非常に危険な事態が起るであらうと思つておられます。濫用せられないといふお話であります。これはどういふ言葉はありませぬ。治安維持上單に

重大なる事案についてと表現せられておるだけでありまして、本来その種の趣旨であるならば、治安の実例について詳細なる規定を列挙して置くべきであらうと思うのであります。このようないまゝいもこたる表現をもつて長官に権限を持たせて、しかも公安委員会にあたかも本来の機能を失つて、命令に従つて動かなければならないような仕組みに組んであるこの條文は、私ははなはだ遺憾であると思うのであります。

以上私はきわめて概括的にお話を申し上げましたが、日本は敗戦以来民主化を推進するために、民主的な諸立法を行つて参りましたが、最近日本政府は、今日の段階において日本の実情に即しておらないという理由のもとに、これらの民主的な法律にきわめて幅広い修正を加えようとして、準備を推し進めておるといふ情報を聞いておるのであります。もしこれが事実であるといはしますならば、私はきわめて重大な問題であると思うのであります。今当田内閣が日本の国情に適しておらずといふ判断せられるものの中には、またその大部分であらうと思うのであります。それは個人やあるいは個人の集団に民主的な自覚が足りないといふところ、多く起因をしておるのではな

いか、長い封建的な全体主義的な教育や訓練、指導あるいは社会思潮の影響をまだ今日脱し切れないで、真に民主的な自覚を高め得ないというところに多く発しておるのではないかと考えるのでありまして、この点については、まさに講和を控えまして、一応民主化の形はとられておりましようとも、その実質はきわめて幼いものであつて、

十分に充実育成強化して行かなければならない段階である。このような段階であるのに、しかも表現といたしましては、日本の国情に即しないという判断を加えて、多くの修正を行うということは、先ほど私が申し上げましたように、日本の民主化を推進するために行う改正であるならば私はけつこうとと思う。もちろんそのようなお考えもあるけれども、実際はこの修正は、むしろ民主化を推進するのではなくして、これと逆行するような方向がとられて、

れてゐるのではないか、再び昔の状態に追ひ返して行く梗概となるのではなないかと、私は非常に心配いたしましたのであります。この意味におきまして私は今回の警察法の改正は、もとより一部分の改正であつて、抜本的な改正をせねばならないけれども、今日部分的な改正を、国会に提案する順序になつたという報告も聞いております。しかしこの部分的なる改正も、先ほど申し上げました一つの考え方の現われとして、その精神が流れておると判断せざるを得ないのであります。この意味におきまして、私はこの法律案の御審議にあたりましては、民主主義を十分推進し得る方向に向つて、御検討を加えられんことを切にお願い申し上げます。私の公述を終ります。

○前局長 梅津四郎君。
○梅津公述人 先ほど鈴木大阪市警視總監その他多士濟々なる有能なお方が、いろ／＼な角度から御意見を申されましたので、私は重複するかも知れませんが、しかし各層及びその立場立場のお方たちが、賛否いろ／＼の意見を述べておられるので、たとい重複いたしておりましても、国民がどのよう

な空気にこの問題を監視しているかといふことをお認め願うためであります。また同時に、この席の議員諸公には、専門的にこの條文その他を検討されておらるることでございますから、私は一般常識的に、この改正案に対する街の意見がどのようになっているかといふことを、全部ではないかもしれませんが、その意見を代表した形において、やはり私は働く人たちの立場、特に民主陣営の人たちの問題に対して

する考え方、意思表示に私の意見があることを期待しつつ申したいと思うのであります。

今回の警察法改正案が正しく改められ、見を申し上げませんが、今までの公決人諸公のかなり多くの御意見は、やはり改悪であると指摘しておられたように聞き及ぶのでありまして、そういう点については私もまったく同感でございます。マ元帥の警察法改正の書簡の趣旨から見ましても、やはり地方自治、地方分権の点から、地方自治警察の制度が生れ、つまり軍国主義的な要素になることの危険性を防止するという意味においても、一庶人数の制限がなされたものではなからうかというふうに、私たちは初め考えておつたのでま

ります。特に警察法制定当時の精神、警察法に盛られておるところの條文を見ましても、一応は民主化を促進する方向へ、やはり警察法のあり方を規定されておる。しかし終戦後今日に至るまでの経過をたどつてみますと、初めめはそのような住民に親しまれる警察というものが流布されておりましたが、最近におきましては、特にそういう趣

旨がまつたく捨てられて、昔の警察の
ような、国民一般からきらわれるよう
な、敬遠されるような方向へ行つてい
るのではなからうかという点が、多く
の人々によつて言われておるのであり
ます。それは私が具体的に申し上げな
くとも、賢明なる諸君は十分察知され
たことと存じますが、私たちは公共の
秩序維持というあの言葉が、たとえば
窃盗、強盗あるいは殺人、詐欺、こうい
うような極悪犯罪人が、経済的な條件
から——主な理由はそうした点からで
はないが、最近非常にかつてに

にありますが、最近非常におよそで、
ておるにもかかわらず、そうした点に
対する警察力の発動というものは、わ
れわれから見ましてもまったく齒がゆい
ほどの状態になつておる。しかもその
反面、先ほど公述人の塩谷さんが言わ
れました民主的な諸運動に対する彈圧
並びに職を求めて職業安定所に行くこ
ころの多くの労働者諸君に対する警察
の動員というものは、少しも人数が不
足しているとは思われません。私は財
産はあまり持っていない立場の者です
が、それでもなおかつ終戦後三回ほど
あき巢にねらわれて、せつかくくめん
したもののすらとられた事実もあります
るが、一応そうしたものを警察に届け
ても、所轄の警察はそれに対して調査
にすら来ない。これは警察力が、人員

が不足しているならばいざ知らず、その同じ警察において、ほんの少数の二、三十人の人たちが町工場において賃金の不払いその他によつての団体交渉に對して、当然労働組合法に基き、また極東労働組合十六原則に規定されておるところの団体交渉等に對して、無法な越権的な干渉をするという点については、人がいないどころか、あま

りに多くの人をよこしておるといふ
 事例も多々あるのであります。今日そ
 ういういろ／＼な点から見まして、
 特に私は、ほんの最近ですが、五月三
 日の憲法施行四週年記念日に、一応皇
 居前広場に参りましたが、メーデーを
 禁止された労働者の人たちが、憲法を
 守らなければならぬという覺持によつ
 て憲法記念日に出席した。しかしいろ
 んな制限のおくが当局からつけられ
 て、それに対するむしろ反抗的な不満
 の意思表示の方法といったしまして、

メー、ト體が離れて退場して行く。そうした二、三百人の秩序正しうて、私の眼で見たところでは五千有金までの乱暴狼藉をむしろ警察当局自身がかやつておつたというふうなことは、これは憲法の精神に違反するばかりでなく、どこに人員が不足して安寧秩序を維持することができないと言われる理由があるのか、実態があるのかとすら疑わせるような現場を見ておるのではありません。先ほどから申されておる公述人の意見の中には、一応地方自治体の増員は了とする、ただ国家警察一本での増員をやることには反対であるとか聞き及んだような御意見もありました。

が、私といたしまして、また私の知り得る、接しておる人たちの御意見にいたしましては、国警であらうと自警署であらうと、その費用の増額が國民の税負担の増額になるということの点から見まして、また現在の警察の運用が、おもに全国的に見しても、民衆的な諸運動に対する抑圧の方に運用されておるといふ点から見しても、

警であるうと国警であるうと、数の増加ということについては、反対であるという空気が多分に強いのであります。私も同様であります。ただ私はむしろ費用の増額という点の点について、その費用の増額が数の増加のためでなく、むしろ質的な方面、下級警察官の生活の保障あるいは教養を高める方面に運用されるならば、それはあるて反対するものでないというふうに考へておるものであります。なお今回の警察法の改正については、公安委員の機能を縮小する、あるいは抹殺するがごとき方向に行くのではないかと、このふうな改正案の條項に対しては、これまた反対しなければならぬと考えております。特に警視庁の基本規定の中には、御存じのことと存じますが、第四條に公安委員会は警視庁の警備方針を確立することとありまして、公安委員会は前項の方針に基き警視庁の運営管理及び行政管理をすべて警視總監に委任する。こういうことが規定してありますことは、はなはだもつて公安委員の機能を抹殺し、そして官僚独善への傾向を助長するものでないかというふうな考へます。こういうふうな意味から申しまして、公安委員の機能の縮小あるいは抹殺するということに對しては、私は賛成しかねる。特に國警長官の説明の中に、警察法の制度施行より今日に至るまでの情勢の変化と、改正を中心とする理由の中に、聞き捨てがたい言葉がございます。それは第一の問題は國際情勢の緊迫化に伴う国内不安である。主として共産黨の暗躍に對することが必要なのである云云というふうなことを、特に農村山村における勢力の浸透を共産黨がはかつて

いる、こういう農村地帯には現在の警察力はまことに不十分であるというふうなことが、説明されたやに聞き及んでおりますが、これは私がここで反駁または御説明申し上げるまでもなく、現在の日本憲法及びボツダム宣言から見ても、言論の自由、思想の自由という点において、基本的にこれは問題外のことだろうと思ふのであります。なおもうした農村地帯、農村地帯が今日経済的な疲弊よりして、これは當然現状のままにおいてはむしろ農村が破壊される、これこそが政治的なまた経済的な観点から、思ふがどうあるうともそれを救うべくやる諸活動、運動に對しては、十分助成するくらいことが、むしろ民主的國家のあり方ではなからうかというふうに、私たちはつきり考へておるものであります。

なお当局は、自治体警察は、自治体の財政的な貧困より、有能な人材を網羅することができない、あるいは機動力を発揮する設備を持つことができないということを言われておるといふうにも聞いておりますが、國家地方警察の方がまさつていて、地方自治体の方が弱いというふうな考へ方、そういうことは現実においてはあり得ると思ひますが、先ほど公述人が申され、かつ私たちも考へておる平衡交付金その他の方法によつて、これをまかなうこともできるでありましようし、國家地方警察あるいは地方自治警察の費用は、同じ國民のふところから出る税金によつてまかなわれておるが、國家地方警察の方の財源が豊富であるということ、やはり自治体の財政をまかなう國民のふところから出ている税金によつてであるという、分離すべからざる理由を、ことさら分離して考へておられるのではなからうか、こういうふうに考へます。

もう一つは、國警の方がえらい、地方自治の方がえらい、という、この方自治の考へ方の根本的な点についての誤り、これは私がるる申し上げる必要はないと思ひますから、省略いたします。特に地方自治は地方ボスとの関連が深まるというふうにも言われる点があるやに聞き及ぶますが、これも一応は親しまれる地方自治のあり方としては、懸念地方ボスの利用することとなることもあり得るということ、私は、私も一応認めたいと思ひます。しかしそれは他の方法によつてこれを防ぎとめることもできる。必ずしも國警はボスとのつながりがないということ、これはあり得ない。海上保安庁における贈收賄の問題を見ましても、その他國家機關における高官とボスとのつながりを見ましても、國家機構のみがそうしなばとつながりがないとも言い切れないと思ふのでありまして、その点重々考へたいだきたいと思ひます。非常に話が抽象的になり、條文的には審議いたしません、これは御専門の皆様方におまかせしたいと思ひます。特に今度の改正は、先ほど来言われていた公述人の御趣旨と同様に、地方分権、地方自治の抹殺、あるいは中央集権的な、しかも民主的な方向への逆行の要素が多分に含まれておるといふことを、私たちは率直に認め、かつ認めていただきたいと思ひまして、本委員会に公述人として出席したわけでありまして、どうぞ意のあるところを御了承願ひたいと思ひます。

なお申し遅れましたが、私は東京都會議議員といたしまして、日本共産黨に所屬しておる者でございまして。本目一時から都議會の方がございまして、先ほど委員長さんにも申し上げておきました、あとの公述人の御意見も拜聴したいし、また委員諸公の御意見、御質問も承つて、この問題は全國的立場から、私も加へていただいで、参考になることをお聞かせ願ひたいと思つておりますが、都議會の方の關係がございまして、あるいは退席させていただくかもしれせん。その点ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○前委員長 板谷幸太郎君。

○板谷公述人 いろ／＼お説がありましたが、私は理念的な問題はなるべく避けまして、出てくる法案を中心に多少の御批判を申したいと思ひます。結論から言いますならば、本來私も公安委員の体験からしまして、今の警察制度には非常に民主的な面を持ちながら、いまだにこれが完全な抹殺ができない、あるいはまたそのために警察の機能が阻害されておるといふ点で、多々改善改正の余地があるという意味から、ただいまの現行法規には抜本的に改正する必要があるもの、かように信じておる一人でありまして、今回政府提案の改正法律案は、とりあえず最も顯著な弊害を是正するための暫定的な改正といふことでありまして、しかもまた從來しば／＼言われておりました現行法の弱点を相当程度是正されておるといふ意味におきまして、結論としては賛成するものであります。けれども、中には多少行き過ぎといふか、思ひ違ひといふか、思ひ過ぎの点があるやうに見受けられますので、その点だけ

けに局限して、抜本的な問題あるいは根本的な問題には触れないでおきたいと思ひます。

逐條順に申し上げますならば、まず第九條におきます、國家地方警察の定員の五千名増加の問題であります。理念的に中央集権の方向というふうなことは別といたしまして、この五千名の定員増加は暫定的に必要だとは私は思ひません。ある程度の増加、たとえば警区學校、あるいは各府県にあります學校における現任職員に再教育、このための不足数を補ひたいということ、警察當局もしば／＼希望しておられたところでありまして。しかしながら非常な不便を忍んでおりましたが、ともかくにも過去三年間の現任教育は、比較的遅滞なく行われて来たといふことも事実であります。また先ほど古井さんのお話の通りに、元七万しかなかつた全体の定員が、今や國警、自治体合せて十二万五千、終戦當時は九万何千しかなかつた定員なんですから、これも、これが十二万五千になつたゆゑは、戦後の非常に不安な状況、並びに国内の最終治安を担ふべき軍隊がない、そういう特殊條件のもとに、増員を許可された理由があつたのであります。今は当時と事情を異にして、ともかくにも予備隊が置かれてある事情からすれば、今にわかに五千名、ぜひほしい、増強する必要があるといふことは、ちよつとふに落ちない。またこの新制度が開始された當時から見ますならば、いろ／＼の裝備の点もかなり充実して来ております。もとよりこれは比較論でありまして、完全とは申しがたいのであります。しかしながら出発當時から比べれば、相

当に裝備は充実しているということも事実であります。それからいつても、今五千名ふやさなければならぬという理由は、ちと考えられない。私が與えられた資料をちら／＼見ましても、たとえばアメリカにおいても、國勢調査で警察官と名乗つた者が全国で十七万七千名ですか、しかしこれは警察官とはいふけれども、いわゆる警察職員も入つているのであります、嚴密な意味の警察官ではむしろないのであります。またこれは國勢調査ではありませんが、アメリカの都市部の警察官——アメリカの都市に集約された人口は約七千万、この都市部における警察官が十二万となつておるわけなんです、先ほど申した十七万七千名から大都市の警察官十二万を差引いた五万何がしは、日本の國家地方警察が担当しているような部面を担当しておるといふ点から見ましても、今の日本の三万人をさらに五千名ふやすということとは、ぜいたくにすぎはせぬだらうか、大體州警察が全部で一万名とアメリカで言つておるようでありますけれども、これほどの程度の確實な資料であるかはわかりません。ともかくにも管区学校あるいは府県学校における現任教育のための不足数、この現任教育は大體管区で延べ二万六千人、また府県の学校が延べ二万二千人、これは年間の延べ人数であります、大體再教育の場合は一箇月ないしは比較的短期間で循環するのでありますから、学校へ收容しておつたものの延べ人数を、それから割出して不足数五千を出したという数字的な根拠も、非常に稀薄なような感じがするのであります。そういう意味で定員の五千名、これが全部不必要と

は申し上げませんが、少くとも五千名は多過ぎるというふうに感じとられるのであります。

その次に二十條の都道府県知事の介入でありますが、これは先ほどもいろいろ説がありましたけれども、どうもこれも木に竹を繼いだような感じがするのであります、どういうわけで知事を持つて来たのか、非常に不審に思っておりますが、先ほど大阪の警視總監からは、極端な場合ではあるけれども、非常の場合、公安委員三名が監禁されたというような場合は、知事さんが常識によつて発動し得るような、そういう抜け道だ、そればかりでもないでしようけれども、実は府県の公安委員というのは行政管理はなくて、運営管理のみであります、しかも先ほど東京都の警視總監の、公安委員の運営管理権を總監に委任契約したというお説がありました、が、契約のあるなしにかかわらず、実際の面から言うならば、公安委員に直接運営管理の責任はあるとしても、直接指揮に当るものではありませんので、実は実際の仕事の内状はよき助言者である。アドヴァイザーである。それが現在の警察制度の運営からいつても好ましい姿であつて、それ以上あまりに差出がましく出るといふことも、実際の運営をかえつて阻害する危険もある。またりくつはともかくとして、こうあるべきだとか、こうあるべきでないとかはともかくとして、現実の姿は、公安委員の運営管理は、大体においてよき助言者の程度を出ていない。また私はそれでさしつかえないと考へておるのでありますが、そういう意味合いからいつても、たま／＼神戸のような特殊な事例もありました

が、しかし公安委員三名が三名ともいつも常勤しているわけもなし、また第一線の指揮に當つて危険と思われるような地域へ踏み込むということも、実はあり得ないのであります。またおよそ非常な突発事故でも起れば、むしろ公安委員を探すのにたいへんじやないかとさえ思われるのが現実でありますから、私はそういう理由からして知事の介入ということとは、ちよつと考えられないと思うのであります。またこれはあまり芳しいことではありませんが、どうも国家予算で運営するところの国家地方警察は、いつの場合でも非常に予算に苦しめられる。自治体も貧乏で困つておりますけれども、また別の意味で国家地方警察は、予算の面で困つておる。いろ／＼法律関係で、国家機関は府県——市町村はなおさらのことではあります。が、府県の予算をもらつてはならぬ。これは嚴格にきまつておりますけれども、それではやつていけない。実は内密ながらいろ／＼の間接的な方法である程度府県から何と言いますかやつかいになつていくという面も、現実にあるのであります。そういう点でコネクトを持ちたい、多少少くでもコネクトを持つておいた方が便利だというふうな考え方が、この知事紹介の動機じやなかつたのだらうか、猶疑心かもしれませんが、私はそういうふうに感じておるのであります。もしもそういう政治的なことであるならば、そうして将来相当抜本的に改正するチャンスが近いものである、そういう前提のもとに立つならば、この知事介入も笑つて過ごしてもいいじやないかと思ひますが、原則からいつても、実際問題からいつても、実際問題とい

うのは、実際の仕事の面からいっても知事介入はまことに木に竹を継いだやうな感じが深い。かように申し上げたのであります。

第三は第四十條の住民投票の問題であります。先ほど他の公選人から小さい自治体といへども、予算の何らかの措置がつけば、つまり政府の助成金があれば、決して投げ出したり、奉納したりするものではないだろうというお説がありましたけれども、實際は必ずしも予算の面ばかりではないのであります。という意味は確かに財政で困つておることは、最も大きな問題ではありますけれども、大体市街地の人口五千人以上のところですと、定員が七人くらいなのであります。七人くらいの警察官でもつて、独立した一つの警察署を維持するというためには、いろいろな事務系統を必要とする。従つて實際の警察事務に當る——警察事務といふのは實際の犯罪捜査とか、治安維持とか、そういう面に當る警察官は、二人か二人半くらいの割合にしかならない。そうしておいてしよつちゆう夜も泊り込まなければならぬというようになわけて、独立の警察署を置くために、七人の定員を置いておる、その前に二人なり三人の駐在所であつた場合よりも、さらに一層機能を低下しておる。これが現実の姿である。さらにまたかかりに人口が一万内外なり、あるいは一万五千、二万内外であつても、そうしてその定員が十五人ないし十七、八人であつたとしても、こういう非常な悩みが出て来るのであります。それは警察署長さんがきまり、またそれ以下のろいろのポストがきまりますと、あとは動きがとれない。につちもさつちも

ない。これはそこに勤める人がまるで人生をいなか警察に縛りつけられたというような非常な不愉快さといえますか、いやな思いをしておる。勢いそれが事務の能率に支障を来すことは、もう当然のことでもあります。さらにまた人事交錯がない関係で、どこへも動けない、退職しなければ動けないというようなことになりまして、勢い外でいろいろいなコネクトによつて、自分の地位を保つとか、あるいは経済的な問題を満たすとか、いろ／＼そういう予期しない弊害を生じて来る。小さいなかでありますと、手配があつて、他の警察署から移牒があつても、予算がないから身動きができないということもありますけれども、さらにまたそういう点に名をかりて、村の平穩を保つという意味でしようが、なるべく波瀾を起させないようにしようとする勢い小とにも相なるのでありまして、勢い小さい地方自治体なんかは非常にいやな思いをしておる。これがさらにまた先ほどの財政の問題とからみ合つて投げ出したい——私はいづれは遠からずこの人口五千以上の市街地というのは、人口三万以上あるいは五万以上の市街地というように、変更されるものと考へておりますが、またそういう変更があつたとしても、それがまた即国家地方警察の増強になるものではない。そうしないではかえられるものとは考えますけれども、それは今は触れないとしまして、少くとも将来そういうふうになつて行くものという前提からするならば、今の警察の存廢決定というものは、必ずしも非常に大きく、非常に手数をかけて、なるべく廃止させない。

いような方向で、住民投票という方法でやらなくてもいいのじやないだろうか、これをせんに詰めていけば、その町村議会の議決でけっこうじやないか、さらにまた住民投票ということになりますと、先年来警察制度がかわつてから、警察は民主化したのだ、また警察は皆さんの警察であるのだ、大いに皆さんも理解してくださいと、事あるごとにいろいろ啓蒙もし、叫んでもおるけれども、実際はなかなかまだ警察を理解するほど、民衆は進んでおらぬ。過去三年間の経験からして、たとえびとつもの町へ行つて、どれほどその警察に愛着を感じ、あるいは警察が困つてゐることを知り、あるいはどうしなければならぬかということをお考へてゐる人が何人いるかといへば、おそらくその市町村議員の二倍くらいの数じやないだろうかとか考へられなないのでありますが、そういうふうな理解がないといふことが、事情にうとい多くの人の投票によつて、しかも非常に煩瑣な事務手続を経て、そうして選挙という莫大の費用を使つてやらなくとも、大抵町村議会の議員となれば、いろいろ資料も與えられ、研究もし、またいわゆる良識のある人として信託された人々として、一応信託された結論を見出すことも可能じやないか。むしろ選挙によつてきめた方向よりは、有識な人としてある程度の研究によつて出した結論、その方がより内実的には有効適切なものが出はせぬだろうか、かように思ひますので、私は住民投票は少し行き過ぎではないだろうかと思ひます。他の問題についてはし御質問があれば、その場合に述べさせていただきます。

○前尾委員長 それではただいままで公述の終られました鈴木、古井、塩谷、梅津、板谷五君に對しまして、御質疑があればこれを許します。――梨木君。

○梨木委員 鈴木公述人に伺いたい。先ほど国警五千人をふやしますと、十六億くらいの予算があるというように述べられたように、私は聞いたのであります。もしそうだといたしますならば、その根拠を聞きたい。

○鈴木公述人 その際申し上げましたように、新聞の伝うるところによつてという程度で、正確な数字は国家地方警察長官に機会を見て御質問を願うと内容がわかるかと思ひます。

○梨木委員 先ほどの公述の様子を聞いておきますと、今度の警察法の改正にあたりまして、大分草案起草の相談にあつたかとおるやうに伺つたので、実は予算の点について、もう少し立入つた根拠があつて十六億とおつしやつたのではないかと聞いたのであります。新聞の報道程度のものではあります。が、もう少しあなたが實際警察事務に携わつておられまして、今度五千人ふやせば大体一人当たりこれくらい程度だといふ、いろいろの事情を総合して、あなたの経験から判断されて出された数字ではないのであります。

○鈴木公述人 国警の二万増員の予算請求に六十五億というやうなことも、新聞に出ておりました。ずいぶん大きな要求をしておるものだなというところを、皆様も新聞でお知りであらうと思ひます。それが五千人に切られてから十六億になった。これはどういふ査定か知りませんが、これは大蔵省との折衝の結果が新聞に出ておりました。

警の予算は一人単価が自治体警察よりも相当高いのであります。その違つておる内容については、まだ十分正確な資料を持ちませんので、そういう新聞に現れたラウンド・ナンプーのやうな数字しか持つていない程度であります。――御了承願ひます。

○梨木委員 大阪市を例にとりまして、今度の改正によりまして、自治体警察におきまして全国的の九万五千のわくがとれるということになりますと、現在以上に自治警の人員をふやす可能性についての見通しを伺いたのであります。

○鈴木公述人 大阪警視庁だけといったしますと、三年前の人口の百三十五万人を標準として八千六百人とときまりましたが、今約二百万人になつておりますから、四千五百人ほどの増員になる見込みであります。但し私の方は御辞退申し上げて、現状で十分である。それだけの金があれば整備を強化して、現在の八千六百で能率を上げて行けば、十分間に合うという考へであります。大阪府下におきましては、やはり中都市で人口が急激に増加しております。少しふやしたいという希望もありませんが、その数字をとりまゝとめておられますので、的確な見込みは申し上げるわけに行かないのであります。大体大都市におきましては、われわれの話し合ひまして、たといそういう比例的な増員の裏づけがあつてもふやすことはしない。現状でやろうじやないかという決心であります。

○梨木委員 大体今のお話で想像がつくのでありますが、今度の改正によりまして自治警の九万五千のわくがはずれると、實際業務に携わつておられる

あなた方として、全国的な問題として相当ふえるというやうなお考へはどうでありますか。

○鈴木公述人 人口が急激にふえた、たとえば西宮、阪神地区、それから九州では八幡、北九州地区、そういうところは熱心に今日までわくをはずしてくれという陳情がありまして、われわれ増員を必至に考へておるわけでありまして、これは自分の財源だけではふやすだけの力がある。そういうところではわくさえとればふやしたいというので、それは全国でどのくらいの数の集計が出るかということにつきまして、ちよつと調査しております。そのふえ方は財政的な裏づけの問題と関連しますから、急に申し上げることはできないと思ひます。

○梨木委員 次に二十條の二の点であります。先ほどあなたのおつしやるところを聞いておきますと、後にいられた板谷公述人の印象とはほぼ同じやうな感じを受けるのであります。が、板谷さんのお話ですと、それは行政官の面に緊密に携わつておられない。そして事実われわれが終戦後の警察法ができた後から経験からいたしたとしても、いろいろの大きな警察官の増員などの場合に、公安委員会がこれに對してどういふ指示を與えたかというやうな点を聞いたとしても、ほとんど知らなかつたという例を知つておるのであります。そこでこの二十條の二ができたのは、さやうな公安委員会がのけ者にされて機能を發揮できないやうな場合といつた稀有の事態を

予想しての規定のやうに伺つたのであります。これは大体そういうやうな考へ方から出ておるのであります。もう少しこのところの詳しい点を聞きたいのであります。

○鈴木公述人 その折衝の経過を簡単に申し上げますと、新聞にも発表がありましたように、重要犯罪を列挙しまして、これについては国家地方警察が自治体に一方的に乗り入れてできるという規定の案を、国家地方警察で用意しておつたのであります。これをもし法律化しますと、自治体はいわゆる特殊犯罪と申しまして、ずいぶんたくさんな、ほとんど重要犯罪全部を揭示しておりますから、どんな一方的に入つて来られる。もちろん入る前にごめんといふあいさつはするといふこととありますが、しかしそういう極限的に入つて来られるということでは、結局国家地方警察が自治体を監督するやうな、優位に立つやうな運用になることは必至であります。そういう規定をつくることには自治体は絶対に反対であるといふことの意味を強硬に表明しまして、そこでそれは一応御破算になつたわけなんです。しかし辻田公安委員長なんかの意見も、国家地方警察からのいろいろの事例的な話が出まして、過去における二、三の例をあげ、たとえば炭鉱地帯で公安委員会がその応援要請をすることができないやうな物理的な障害を受けて監視状態にある。それは精神的にもそういう監視状態にある。その間において相当監視が拡大するやうな場合があり得る、そういう例が北九州の方であつたといふことを、実例をあげておられました。また当然応援すべき状態にあるにかかわら

やるのでしたら、私は古井さんにお伺いしたいと思いますが、午後からやるのですか。

○前尾委員 ちよつと御相談しますけれども、あと近藤桂司君が参加しておられませんが、それから小田島君は来られたのですが、病院で今は医務室で、きようはやりそうもないのです。あと坂口さんだけお残りになつているので、これが済みましてから、引続き坂口さんに公述してもらいたいと思います。またほかの方をお待たせするのも悪いですが、質問が済んだら、ほかの方はお帰り願つたらどうかと思います。それでは坂口三郎君にお願いします。

○坂口公述人 私はつと政治部の新聞記者でありまして、戦争中読売新聞の論説委員をしておりまして、警察や憲兵と二十年間冷たい争いを続けて来たものであります。それで常に弾圧を食つて、刑務所の中に行くことはなかつたが、いかにして憲兵の監視を避けるかというところが、われ／＼の一番大きな仕事、仕事それ自体よりもその方が重要性を持つというような役割をやつて来たわけでありまして。ところが終戦後日本の国内治安状況はわれ／＼が八時過ぎると、うちに歩いて帰れぬというような状況が続きました。こんなことでは仕方がない、警察署に行つてみると警察官は自信を失つておる。だからわれ／＼は今まで争いを続けて来たけれども、警察官に自信を持たせるように少し応援しなければならぬ。国民の生命財産保護のために警察を応援し、彼らに自信を持たせなければならぬと態度を一変しまして、その筋から

の要望、懇願もありまして、一昨年の三月に財団法人を私が企画しまして、財団法人公安委員会をつくり、これに基き日本トリビュンをつくり、警察に活を入れるという目的で仕事を始めたのであります。ところがこの三箇年間に警察の周囲にあつて、警察に協力して来たのであります。それについて今日少々申し述べたいことがあつて伺いました。

われ／＼の警察に期待するところは、生命財産の安全を守つてくれることだ、しかもわれ／＼はこれを最も安価に守つてもらいたいということであるべきだと思ひます。安価かつ確実である。従つてわれ／＼の警察に期待することは最も予算を少くして、最も有効確実に生命財産を守つてもらふことだ、ここから万事考へて行く必要があると思ひます。そういう点から見ますと、終戦後のこの新しい警察法というものは、われ／＼の期待するものとまったく相反したものでなつておる。先ほど古井さんからもお話があらまされたけれども、戦争前はわずか七万であり、検査率は八五％ないし九〇％、街から生命財産に対する不安というものはほとんどなかつた、感ずる必要はなかつた。ところが終戦後はどうかと申しますと、十二万五千、今や警察予備隊を加えて、二十万の警察官をわれ／＼は養つておる。しかもその治安状況たるや、いまだに非常に不安にさらされておる、こういう状況であります。こういう高価な警察で、こういう不安な日常生活をわれ／＼が送るというところは、なにが原因であるかと申しますと、制度の問題であります。最も有効に安価に、確実にわれ／＼の

生命を守つてもらひ、財産を守つてもらふためには、この分裂したところの十二万五千の警察をいかにして一本化するか、いかにして能率化するかというところに根本問題があるものであります。一昨年私がこの仕事を始めましたときに、續いて去年の三月にイートン警察局長から私にメッセージをよこしまして、そのときに日本の警察は千六百の分裂した状態にある。これを昔の日本の権力組織のように命令、伝達の形式でやると、また日本が元のあやまりを犯すおそれがある。しかしこのままで置いておいたのでは能率が上らない。この欠陥を補うのは日本トリビュンであり、坂口の仕事であるというメッセージをくれまして、彼自身このメッセージにおいて現行制度に非常に欠陥があるのだ、これは民間の協力をもつて、これを補うよりほかにないということ、このメッセージにおいて認めなければならぬ。今の警察制度を見ますと、千六百の警察は横に何の規則の上の連絡はない。情報交換においても確実なあれがない。従つてアメリカは四十八州の州にわかれて合衆国をなしておるそうでありまして、日本におきましては、この小さな国が、警察権の關係から見ます場合、この権力の關係から見ますと、千六百の国にわかれて、千六百の合衆国というやうな形になつておると見てもいいと思ひます。こういう組織に於いて、一つの警察から一つの警察への連絡というものが、ほとんど確実な連絡法がない。従つて情報の交換もできない。正確な情報なくして警察の能率を上げることはできない。従つていかに警察官を増員し、いかに警察官の

訓練を高くしても、全然これは、能率は上げられないという組織になつておるのであります。その欠陥を補うために、私にやれと言つて、三年間やつてみましたが、今の組織におきまして、今の日本の警察官の考えと、私の方の考えとは、一緒にやつて行けないのが実情でありまして、きわめて微々たる効果しか上げることができなかつたというのが現状であります。従つて今度の改正案は、私は無用であると思ひますけれども、その一本化の方へ向つて、相互援助規定とか、連絡を緊密にするとか、いろいろな点において、一本化に向つて幾らか、一歩とは言われないが半歩ぐらい進めておるといふ点において、反対ではない。しかしこんなもので解決する問題ではない、こう思ひます。どうして警察は、日本国中の警察を一本化しなければならぬ。こうせぬ限り、われ／＼は二十万、今度ふやして二十万五千の警察官をわれ／＼が養つて、そうして日夜生命財産の不安に脅かされなければならぬということ、は、依然として續く、こう考えるのであります。

官吏が、これは警察官だけではなくして、日本の国家官吏というものが、いまだに民主化されない。しかも講和條約を前に控えて、官吏の自信がどしどしまた回復されて、官僚独善の傾向は非常に顯著なものがあつて、警察の中においても、非常にこれは顯著なものがあつて、従つて問題は自治警察が民主的で、国家警察が民主的でないと、自治警察と国家警察、自治体と政府というものによつて、民主的であるか、民主的でないかがわかるのでなくして、これは日本人自体、日本国民全体、日本の国家官吏全体の心構えの問題であります。それは制度の問題ではなくて、官僚全体の、この自信を回復し、独善化する傾向の顯著な官吏に対しての反省を、われ／＼は国民全体として最も強く要求する。従つてまた警察官の育成、教育につきましても、われ／＼はもつと重大な関心を持つて、これに參與する必要があると思ひます。従つて国家警察に一本化するということは、われ／＼は最も安価に、最も有効確実に生命財産を守つてもらへるゆゑである。その民主的であり、民主化するということ、は、制度の問題ではなくして日本の国家官吏全体に、われ／＼が反省を要求すべき問題であると思ひますのであります。ただそれだけであります。

○前尾委員 それでは古井、坂口両君に対する御質問があればお許しします。

○大石(三)委員 坂口さんは日本の警察を一本化するとおつしやるのですか。

○坂口公述人 そうです。

○大石(三)委員 私は日本を今日の敗

戦に導いたのは、日本の警察が、監視
總監及び警務局長がボタン一つ押せ
ば、すべての指令を日本国中に通知で
きたというように、一本であつて横暴
をきかめたところから、今日の状態にな
つたと考えるのですが、あなたはどう
いうふうに考えますか。

○坂口公述人 それは今申し上げまし
た通り、横暴をきかめたということ
は、日本の官吏の不心得でありまし
す。制度の問題でないと思つたのでありま
す。制度を一本化し簡易化すること
が、われわれの生命財産を最も有効確
実に、しかも最も安価に守るゆゑんで
ある。これは一本化であつたから悪か
つたのではなくて、日本の官吏が悪か
つた、官吏の不心得から来た、その不
心得を直すのがわれわれのこれからの
仕事であり、官吏の反省すべき点であ
る。だから一本化が非民主的であると
は、決して言えないと思つたのでありま
す。

○大石(三)委員 それからあなたはア
メリカは、自治警察と国家警察と一本
化しておるとおっしゃいましたね。
○坂口公述人 いえ違います。アメ
リカには州警察があり、連邦警察があ
る、そういうことになつておりまし
が、相当分権化されて、四十八州に一
州ごとに相当強大なる主権を持つてい
る、一団に近いような主権を持つてお
る。それで合衆国はなつてゐる。日本
は一つの国をなしてゐるようでありま
すけれども、警察権力という点から見
ますと、千六百の警察が横に何ら深い
関係がない。一つの署長はその管内の
ことは自由に処分できる。しかも横か
ら監視を受けないという点がありまし
て、権力組織、警察権という点から見

ますと、一つの独立国をなしてゐるの
が現状であります。従つて日本の国は
千六百の権力組織に分裂してゐる。こ
れが集まつて、今の日本国というもの
を形成してゐる、こういうことであり
ます。

○大石(三)委員 私はあなたの御説に
賛成しかねます。なぜと申しますと、
日本を今日の状態に置いたのは、官僚
と憲兵警察と特高警察と、これがあつ
たために日本は今日のような敗戦国家
になつたのです。

○前尾委員 大石君、公述人です
か……
○大泉委員 古井さんにはなほ恐縮
でありますけれども、時間をさいてい
ただきたいと思ひますが、古井さんの
おつしやるには、現在の警察陣容と経
費を使つて、その支出に對して機能を
發揮してない、またそれは機構の改
革こそが問題であるという御意見のよ
うに承りました。また古井さん御自身
は、古い経験から御構想を相当持つて
いるというお話であります。御迷惑
でありますけれども、簡単によろ
しゅうございしますから、その御構想を
拜聴いたしたいと思つたのであります。

○古井公述人 私も坂口さんと似た意
見の点がありますので、またおしかり
を受けるかもしれません、私は人員
が少いという点は、率直に承服できな
いのであります。要するに現在の警察
機構のごときでは、人員を幾らふや
しても同じことである。経費をよけい持
つだけであるという意見を持つてお
るのであります。それはどこに原因があ
るかという点、ちよつとだいたい坂口
さんのお話のように、この吏僚の心構
えという問題が大きくあると思つてお

ります。しかしこれは国民全体の心構
えであることも先ほどおつしやつた通
りであります。同時に機構自体にも大
きな欠陥がある。その欠陥の一番大き
な点は、ちよつと先ほど坂口さんのお
つしやつた機構が分裂し切つてゐる点
だ、私もやはり思つております。そ
れでこの点を根本的に正しませんが
とには、とうていこの警察にたよつて
安心しておるわけに、国民として行か
ないという気がしてゐるのでありま
す。そこで、それではどういふ形にお
いて機構を一元化して行くかというこ
とになりますと、先ほど申し上げま
したように、せつかくわれわれに親し
みやすい形になつた警察の改革の長所
を抹殺してしまふといふことは、いか
にも大事な点を失つて残念しごくであ
る。この点をなるべく保存しつつ、し
かしながら一体化の方向に持つて行く
苦心がつかぬものか、むづかしい問題
であります。私は端的に申しますと、
これは熱してないのではありませんが、
一体国家警察がいののだからかといふ
疑問を実は逆持つてゐるのでありま
す。自治体警察をいふ基本にして、そ
して一体化ということができぬもので
あらうかという考へ方でありまして、そ
れには実際問題として、今日人口五千
以上の町村と申しましても、行つてお
いでになつてわかる通りに、そこで持
つてゐる警察がいかにか貧弱さきまるも
のであるか、それからまた言ひに言わ
れぬ人事の行き詰まり問題からして、
働きはしない、本気で警察の務めを果
してゐると思へない状況があるのであ
ります。そこでそれまでのごとく自
治体警察を持たねばならぬという必要
はない。むしろあるいは府県自治体

警察のごときものを、国家警察にあ
らずして府県自治体警察というやうな
ものをここに考へることができぬだろ
うか。府県と市町村は、それは同じ自治
体といひまして、区域も違ひますれ
ば、またいろいろな状況も違つて来ま
すけれども、これまた一つの大事な自
治体であります。そこで府県自治体警
察のごときものを、ここに考へる道は
ないものだらうか、そうすれば全国自
治体警察になつてしまふ。そこに何が
しかの連絡的な機構、府県の自治体警
察の連絡的な機構を、要すれば管区、要
すれば全国中心の連絡機構だけ持つた
らいいのじやないか。これら自身が活
動するのではなくて、活動するものは
府県以下の自治体警察というふうな構
想が立たぬものであらうか。実はこ
ういふのが、私の概略の考へ方なので
あります。なおつけ加えて申しますが、
私が申しました、親しみやすいいわ
ゆる民主的な警察になつたという点で
ありますが、きよりの段階では、おそ
らく顔役に対して親しみやすい警察の程
度じやないかと思つたのです。まだ
民衆にとつて親しみやすい警察とは言
ひ切れないのみならず、これは日が立
つにつれて、親しみやすさが薄れて行
くおそれがあるのじやないかというこ
とを憂へております。これは自治体警
察だからというので安心はできません。
これは往時の東京の区役所を回顧して
みればわかるのでありまして、あの自
治体であるはずの出先の窓口が、決
して親しみやすい区役所の窓口でなか
つたのであります。だから自治体警察
だからというだけでは、これは安心は
つきません。つきまされなくとも、し
かし基本は、そこにいいところがどう

してもあらうと思つたのであります。そ
ういふやうなことでありまして、その
以上のことは、この機会に遠慮して
いたしたいと思つております。

○藤田委員 偶然にも、われわれ大体
古井さんと同じような構想でございま
すが、鈴木さんにちよつと伺ひます。
鈴木さんが冒頭に述べられました警察
というものは自治体に固有のものであ
る、特に町村自治に固有のものである
という立論でございしますが、実はその
点から行きますと、今古井さんが言わ
れました都道府県単位ということにな
りますと、固有の警察権を持たぬこと
になるというところになりますか。ア
メリカの例等をわれわれは参考もいた
しまして、都道府県の自治体に固有の
権利であり、市町村の自治体にも共通
した固有の権利であるといふふうに振
張るわけには行かぬものか。大体自
治体に固有の権利という点は、鈴木さ
んと同意見であります。そうしませ
んと、先ほどはかの公述人からも御意見
がありました、板谷さんからも御意見
がありました通り、今回の二十條の二
の改正のごときは、どうしても木に竹
を懸いだような、非常に論理が飛躍し
て参りました、苦しい弁解をしなけれ
ばならぬ案であるといふやうな印象
を非常に與えます。こういう点に關
してはどういうふうに考へてござい
ますか。

○鈴木公述人 私は市町村警察が警察
の母体であるといふことを申し上げま
した。さらにその市町村警察が持ちき
れないやうな部分、たとえば現在でも
五千以下の多くの地域が、自分自身で
持ちきれないといふ、財政的な問題以
外にもあるかも知れませんが、そう

してゐることも先ほどおつしやつた通
りであります。同時に機構自体にも大
きな欠陥がある。その欠陥の一番大き
な点は、ちよつと先ほど坂口さんのお
つしやつた機構が分裂し切つてゐる点
だ、私もやはり思つております。そ
れでこの点を根本的に正しませんが
とには、とうていこの警察にたよつて
安心しておるわけに、国民として行か
ないという気がしてゐるのでありま
す。そこで、それではどういふ形にお
いて機構を一元化して行くかというこ
とになりますと、先ほど申し上げま
したように、せつかくわれわれに親し
みやすい形になつた警察の改革の長所
を抹殺してしまふといふことは、いか
にも大事な点を失つて残念しごくであ
る。この点をなるべく保存しつつ、し
かしながら一体化の方向に持つて行く
苦心がつかぬものか、むづかしい問題
であります。私は端的に申しますと、
これは熱してないのではありませんが、
一体国家警察がいののだからかといふ
疑問を実は逆持つてゐるのでありま
す。自治体警察をいふ基本にして、そ
して一体化ということができぬもので
あらうかという考へ方でありまして、そ
れには実際問題として、今日人口五千
以上の町村と申しましても、行つてお
いでになつてわかる通りに、そこで持
つてゐる警察がいかにか貧弱さきまるも
のであるか、それからまた言ひに言わ
れぬ人事の行き詰まり問題からして、
働きはしない、本気で警察の務めを果
してゐると思へない状況があるのであ
ります。そこでそれまでのごとく自
治体警察を持たねばならぬという必要
はない。むしろあるいは府県自治体

いう地域をめぐり見てやるための広い地域の警察というものがなかつたならば、その治安を維持する主体がないという場合は、やむを得ずこれは府県

の地域において、一応とりまてめんどろを見てやる。これがまた一般人民の希望であり、それが個人々々の持つてゐる警察権の信託のやむを得ない形態であるということになりますと、私はそれら自治体警察として考えなければならぬじやないか。従つて府県

の地域までそれが伸びて参りますと、そこに本質論から申しますと、市町村という自治体が第一次公共団体として、固有の事務として持つべきものを持ちきれない事情があつて、その地方住民が了解して、それを信託することになりましたならば、これも自治体警察と考へてさしつかえないのじやないかと思ひます。また大蔵省が特に自分の税関の警察を持つてゐる、また出入

の税関の警察を持つてゐる、また出入管理庁が自分の警察権を持つ、こういう特殊警察というものは、中央の各官庁も持ち得るわけでありませう。特殊犯罪について、地域を持たない全国的な警察権というものは成立し得るわけ

でございませう。それはその業務の遂行上絶対やむを得ないという場合は、一般警察ではありませぬけれども、特殊警察としてそれが活動する場合が、現在でもすでにあるわけでありませう。将来でもそういう方向であれば、現在の国家地方警察のように一定の地域を持つちながら、他の自治体警察に乗り込んで行くような権限を運用させるといふことは、理念的に非常にそこに矛盾が出て来るのではないか。全然その地域を離れて、全国的な規模において、それは国家警察とのつながりは適当かど

うかわりませぬが、そういう特殊な官庁の業務に付随した警察権の執行のために、一定の組織を持つことは、現在でも将来でも発達するのじやないか、さうに考へておる次第であります。

○藤田委員 古井さんにお伺ひいたします。古井さんの御説明で大体よくわかりましたが、一点お伺ひしたいのは、都道府県単位で自治警察を強力なものにしまして、なるべく自治警察一本化をやりたいというお氣持、十分了承しますが、ただ非常にドラスティックな案でありまして、現在の通信施設あるいは警察大学、管区学校の設置の問題、あるいは情報の問題、統計、鑑識の問題、こういうものは何とて現在ありますナショナル・ルーラル・ポリスというのを、ルーラルをとりまして、ナショナル・ポリスという小さいものを残しておきまして、ここで全国的に一元化して行きて、統計が県によつてまち／＼であり、鑑識が県によつて違つたり、あるいは通信施設が県ごとに分断されるということでは非常に危険ではないか、だから小規模の国家警察を残しておくというような構想に対してはどういうお考へですか。

○古井証人 そういふうな面において、全国共通の施設すべき事柄はあるかと思ひます。これはさういふ必要があるにかかわらず否認して行くことは、意味をなさぬわけでありませう。その場合に、これは国家警察である——つまりたゞいま国家警察と言つたのは、自治体警察と相対立した、一つの分野を持つておる国家警察の場合であ

ります。私はこの二つの分野のものが領域を相争うとき警察機構はおかしなことを思つておるのでありまして、自治体警察なら自治体警察一本でよろしい。ただ今のように共通に施設すべき事柄はあるのでありますから、これは自治体の共同でもよろしいければ、あるいは結局その上の国家において施設してもよろしいのであります。ようし、それからまた府県相互の間の連絡調整のごときが必要であるならば、そのための補足的な機構は必要に陥じてつくつたらよろしいのではな

い。これはその意味において考へるものと申しますけれども、ごく簡素で必要な範圍の、陣容を得た機構ならばけっこうだろつと思ひます。

○藤田委員 実は今の案はアメリカのFBIが年々ともに非常な能率を發揮し、非常な好評を博しております。しかも民主警察という点にこれが全然害になつていないということから、私もよつと考へておつた問題なんです。都道府県単位の自治警察の調整連絡の機関としての性格でございませうが、もちろんこれは官庁であつてはむずかしいと思ひますが、私はちよつと考へましたところ、現在あります国家消防庁が、連絡調整を全国の消防団、消防署に對しましてやつておりますが、こういう性格のものではどうか——非常に話が進んで参りましたが、これが最後でございませうから、何かお考へがありましたならば、自治体警察の調整連絡をはかつて行く機関としては、国家消防庁のごとき性格のものでどうかと思ひますが、御批判願へたら非常に幸ひだと思ひます。

○古井証人 手兵を持たざる連絡機関であつて十分だと思ひますが、国家消防庁は自分で火を消すわけではな

く、手兵を持たないのでありますから、その点ではさういふ構想も一つかと思ひます。ただ国家消防庁のごときものは、いかに機構の膨大なものでありまして、いつこんな金持ちの国になつたかと思つて、はでに大きな機構をつくつておりますが、とにかく火を消す機構ではなくて、連絡とかあるいは必要な調査とか、さういふことをやる機構でありまして、ああいう大がかりな、金のかかる、しかも用事のな

い機構ならば、これはその意味において考へるものと申しますけれども、ごく簡素で必要な範圍の、陣容を得た機構ならばけっこうだろつと思ひます。

○石原(警)委員 古井さんにお伺ひいたします。今の案は、今度の知事の選挙で、最も新しい体験を得て来たのであります。が、現職知事の権限といひますか、力といひますか、これがわれ／＼が予想した以上に非常に強固なものになつておる。今日の府県単位の公安委員会の制度から考へて、これには知事の発言が大きく影響されておる。さういふときに警察も府県単位ということになり

ますと、知事がさらに警察力を實質的に掌握して、非常に強固な権力を持つてゐるのじやないか。それが経済的、政治的でない／＼な方面で運用されるのではないかと、われ／＼は非常に警戒するわけですが、但し今の御意見にある自治体を府県単位にする、大きく単位を持つつというところは根本的には賛成です

が、そこでもう一つ大きく考へていただいて、今の管区警察の単位、たとえば九州ブロックとか、中国、四国ブロック、さういふように大きくわけけるならば、従来の国家警察としての横暴ぶ

りも發揮することができないし、同時に

の基本的なる治安の問題について、政府が責任者であるということをお言ひできない。また国民としても治安上の問題について、だれに一体責任を向うならいかかわらない。さういふ機構というものは私にはまつたく了解できないのであります。同様な意味で府県単位の問題にいたしまして、責任の所在のはつきりしないような警察機構といふものは、内心私には了解が

できないのであります。そのところ

が、ちよつと話が抽象的でありませうけれども、さういふ考へ方で、その点は府県警察といふことを申し上げてゐるのであります。

○石原(警)委員 実は今お尋ねしました理由は、今度の知事の選挙で、最も新しい体験を得て来たのであります。が、現職知事の権限といひますか、力といひますか、これがわれ／＼が予想した以上に非常に強固なものになつておる。今日の府県単位の公安委員会の制度から考へて、これには知事の発言が大きく影響されておる。さういふときに警察も府県単位ということになり

ますと、知事がさらに警察力を實質的に掌握して、非常に強固な権力を持つてゐるのじやないか。それが経済的、政治的でない／＼な方面で運用されるのではないかと、われ／＼は非常に警戒するわけですが、但し今の御意見にある自治体を府県単位にする、大きく単位を持つつというところは根本的には賛成です

が、そこでもう一つ大きく考へていただいて、今の管区警察の単位、たとえば九州ブロックとか、中国、四国ブロック、さういふように大きくわけけるならば、従来の国家警察としての横暴ぶ

りも發揮することができないし、同時に

の基本的なる治安の問題について、政府が責任者であるということをお言ひできない。また国民としても治安上の問題について、だれに一体責任を向うならいかかわらない。さういふ機構というものは私にはまつたく了解できないのであります。同様な意味で府県単位の問題にいたしまして、責任の所在のはつきりしないような警察機構といふものは、内心私には了解が

できないのであります。そのところ

が、ちよつと話が抽象的でありませうけれども、さういふ考へ方で、その点は府県警察といふことを申し上げてゐるのであります。

○石原(警)委員 古井さんにお伺ひいたします。今の案は、今度の知事の選挙で、最も新しい体験を得て来たのであります。が、現職知事の権限といひますか、力といひますか、これがわれ／＼が予想した以上に非常に強固なものになつておる。今日の府県単位の公安委員会の制度から考へて、これには知事の発言が大きく影響されておる。さういふときに警察も府県単位ということになり

ますと、知事がさらに警察力を實質的に掌握して、非常に強固な権力を持つてゐるのじやないか。それが経済的、政治的でない／＼な方面で運用されるのではないかと、われ／＼は非常に警戒するわけですが、但し今の御意見にある自治体を府県単位にする、大きく単位を持つつというところは根本的には賛成です

に今同僚藤田委員から質問された鑑識とか通信とか、そういうものも統一された連絡ができる。それからもう一つ先ほど言われた、言ひに言われない人事の停頓の問題も、その程度ならば飛躍的に改善されるのではないかと。こういうふうに考えるわけですが、もしこれを単に府県だけなしに、もつと大きく広げた単位にすれば、何か弊害が予想されますかどうか。私はその程度にまで大きくしたいのではないかと考えますが、この点についてお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○古井公述人 ただいまの点は私は府県単位で大体けつこうであるという意見でありまして、大体のところは府県単位という基本で、間に合つて行くと思ふのであります。かつまた半面管区警察の単位のごときに至りますと、これは再び自治体から離れてしまつた、まづたく別個の警察になつてしまふ方向をたどるのではないかと。やはり、自治体と結びつけておくというところに、弊害もあるけれども、うまみもあるという気がするのであります。う一もつ、そうすれば今度は知事が警察を自分のために使うのではないかと。これも、なるほど御懸念の一点であらうと思ひますけれども、しかしいかに選挙のために何でもかんでもやつてみようという知事であつても、あまり度を越してひどいことはできるものでありませぬし、県会その他の批判もありましようし、なんぼ金を積みましても、天命盡きるときには盡きるものでありまして、今回の地方選挙を見ましても、現職知事がなんぼがんばつても落ちるべきものは公平に審判されて落ち

ているのはごらんの通りであります。そういうことでありますから、これはまあ大きく地方に信頼してよからうと思ひ思つております。

○大石(三)委員 鈴木さんにちよつとお尋ねしますが、私は公安委員は公選にすべきものであると思ふ。教育委員を公選にしているが、この最も国民生活に關係の深い警察制度の公安委員は公選にした方がいいと思ひますが、あなたの私見はいかがですか。

○鈴木公述人 御質問の点については考えを練つておりませんので、明快に研究した結果の御答弁じやないのですが、私は一応現行制度がいんじやないかと思ふのであります。公選することと決して悪いこともありませんし、私はまあどちらかとすれば、現行で行けるんじやないかという気がするのですが、これは将来の御研究に願ひたいと思ひます。

○大石(三)委員 鈴木さん、お尋ねしますがね。現行だつたらあなた方に都合がたいへんいいんでしよう。自分たちの好きな人を選ぶんですからね。だから警察制度というものは、教育委員ですらああいふに公選をやつていゝるんですから、人命に關するものと貴重な問題を取扱う警察権を指導する公安委員というものは、私は公選がほんとうだろふと思ふ。アメリカもそうでしょう、州によつて違ふけれども。あなた方は今の方が都合がいいんでしよう。公安委員がすきなようになるから。ほんとのこと言うてちようだい。

(笑聲)
○鈴木公述人 アメリカではカウンティ、日本で郡と訳すのですが、カウンティの警察、シェリフというのが

ございます。これは公選でございます。一人のシェリフが公選されて、その下にマネージャーというので、これは執行官の責任者でございますね。だから今大石さんのおつしやつたように公選の單獨制でもいいし、三人の公安委員の制度でも、公選という道はアメリカはすでに実行しているわけですから、これはそのときの一般市民の判断によつて、その方が警察長に都合が悪くて、市民の方に都合がいいというのであれば、私は決して私の便だからというので、そういう御答弁をしたんじやないのですが、今ただちに公選制度にしたらいということは、私の個人としての意見も公の意見も、ちよつと申し上げるだけの自信がないものですから、一応現状維持ということ御答弁したわけでありまして。自分の都合とかいふ問題じやないのです。

○前尾委員長 ほかに御質疑はありますか。——なければ、これをもつて警察法の一部を改正する法律案について公述人各位の陳述は、全部終了いたしました。

この際公述人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多忙中にもかかわらず、かつまたきわめて長い時間にわたりまして、あらゆる再度から貴重な御意見をお伺いしましたことは、本案審査につきまして、多大の参考となつたことと、委員会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。次第であります。

それではこれをもつて地方行政委員会公聴会を終了いたします。

午後一時四十四分散会